令和6年度決算における健全化判断比率等の概要

令和6年度決算における健全化判断比率及び資金不足比率を公表します。令和6年度決算における健全化判断比率及び資金不足比率は、国の定めた早期健全化基準及び経営健全化基準を下回る結果となりました。これは、本市の財政状況及び公営企業の経営状況について健全性が保たれていることを示しています。

【 健全化判断比率 】

(単位:%)

| 指標 | 説明 | 令和6年度 | 令和 5 年度 | 早期健全化基準 | 財政再生基準 |
|----------|-------------------------------------|-------|---------|---------|--------|
| 実質赤字比率 | 財政規模に対する一般会 計などの赤字の割合 | _ | _ | 11.25 | 20.00 |
| 連結実質赤字比率 | 財政規模に対する全会計 の赤字の割合 | _ | _ | 16.25 | 30.00 |
| 実質公債費比率 | 財政規模に対する1年間 に支払った借入金返済額 などの割合 | 3.6 | 3.7 | 25.0 | 35.0 |
| 将来負担比率 | 財政規模に対する将来市 が支払う借入金残高など の割合 | ı | Ι | 350.0 | |

[※] 実質赤字比率と連結実質赤字比率は黒字の場合、将来負担比率は算定結果がマイナスの場合「一」で表示しています。

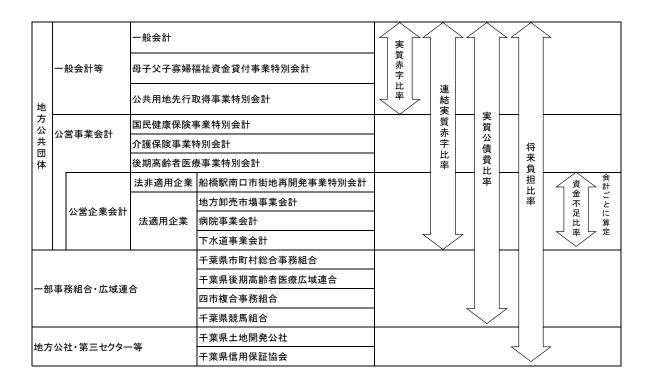
【資金不足比率】

(単位:%)

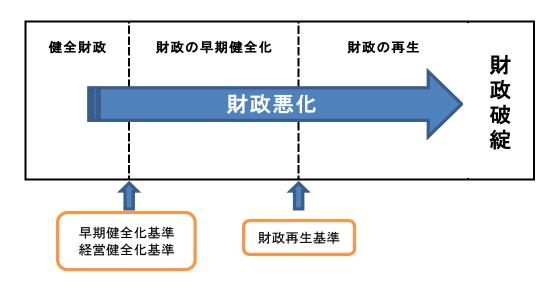
| 特別会計の名称 | 説明 | 令和 6 年度 | 令和 5 年度 | 経営健全化基準 | |
|-----------------------|-----------------------|---------|---------|---------|--|
| 船橋駅南口市街地再開 発事業特別会計 | | | _ | | |
| 地方卸売市場事業会計 | 公営企業ごとの事業 規模に対する資金 | _ | _ | 20.0 | |
| 病院事業会計 | 不足額の割合 | _ | _ | | |
| 下水道事業会計 | | _ | _ | | |

[※] 各会計とも資金不足を生じていないため「一」で表示しています。

【健全化判断比率等の対象範囲】



【地方公共団体の財政の健全化に関する法律(財政健全化法)の概要について】



健全化判断比率の公表

毎年度、健全化判断比率(実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来 負担比率)を監査委員の審査に付した上で、議会に報告し、公表しなければなりません。

財政の早期健全化

健全化判断比率のいずれかが早期健全化基準以上の場合には、議会の議決を経て、財 政健全化計画を定め、公表しなければなりません。

財政の再生

健全化判断比率のうち、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率のいずれ かが財政再生基準以上の場合には、議会の議決を経て財政再生計画を定め、公表すると ともに、総務大臣の同意を求めることとなります。この同意が得られていないときは、 災害対策の財源とする地方債を除き、地方債の発行が制限されます。

公営企業の経営の健全化

公営企業を経営する地方公共団体は、毎年度、公営企業ごとに資金不足比率を監査委員の審査に付した上で、議会に報告し、公表しなければなりません。

経営健全化基準以上の場合には、議会の議決を経て経営健全化計画を定め、公表しなければなりません。

【各比率の説明】

1 実質赤字比率 → 一般会計等の資金不足を判断します

一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率です。福祉、教育、 まちづくり等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、資金不足の 度合いを示します。

(評価)

船橋市の一般会計等においては、歳入決算額が歳出決算額を上回っているため、実 質赤字額は存在しません。

一般会計等の実質赤字額

実質赤字比率 =

標準財政規模※1

※1 標準財政規模

地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう一般財源の規模を示すもの

2 連結実質赤字比率 → 船橋市全体の資金不足を判断します

公営企業*2会計を含む市の全会計を対象とした実質赤字額と資金の不足額*3の合計の標準財政規模に対する比率です。

すべての会計の赤字額と黒字額を合算し、市全体としての赤字額が標準財政規模に対してどのぐらいの割合になるかを表すことで、市全体の資金不足の度合いを示します。

(評価)

船橋市の特別会計はすべて黒字のため、連結実質赤字額は存在しません。

連結実質赤字額

連結実質赤字比率 = =

標準財政規模

※2 公営企業 (法適用企業・法非適用企業)

公営企業とは地方公共団体が経営する企業であり、法適用企業と法非適用企業に分類 されます。財政健全化法においては、地方公営企業法の全部又は一部を適用している事 業を法適用企業、地方財政法第6条の規定により特別会計を設けて事業の経理を行って いる公営企業であって法適用企業以外のものを法非適用企業と定義しています。

※3 資金の不足額

公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもので、法適用企業については流動負債 の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業については一般会計等の実質赤字額 と同様に算定した額を基本としています。

3 実質公債費比率 → 借入金の返済額などから、借入れの重さを判断します

一般会計等の借入金(地方債)の返済額はもちろんのこと、他会計の地方債の返済額に対し一般会計から繰り出す経費などを含めた実質的な公債費の、標準財政規模に対する比率です。年度毎に算出したものの3か年の平均値で表します。

(評価)

令和3年度と比較し、分母を構成する標準税収入額等及び普通交付税が大きく増加 したため、令和6年度の実質公債費比率は3.6%(3か年平均)となり、令和5年度 の3.7%から0.1ポイント減少しました。

(参考)

令和 3 年度(単年度) 3.46% > 令和 6 年度(単年度) 3.29%

地方債の
元利償還金
+ 元利償還金・準元利償還金に係る
基準財政需要額算入額

実質公債費比率 = 標準財政規模 - 元利償還金・準元利償還金に係る
基準財政需要額算入額

- ※4 準元利償還金:(イ)から(ホ)までの合計額
 - (イ)満期一括償還地方債について、償還期間を30年とする元金均等年賦償還とした場合における1年当たりの元利償還金相当額
 - (ロ) 一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち、公営企業債の償還の 財源に充てたと認められるもの
 - (ハ)組合等への負担金・補助金のうち、組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの
 - (二) 債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準じるもの
 - (ホ) 一時借入金の利子

4 将来負担比率 → 借入金の残高などから、借入れの重さを判断します

- 一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率です。
- 一般会計等の地方債や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を 指標化し、借入れの重さの度合いを示します。

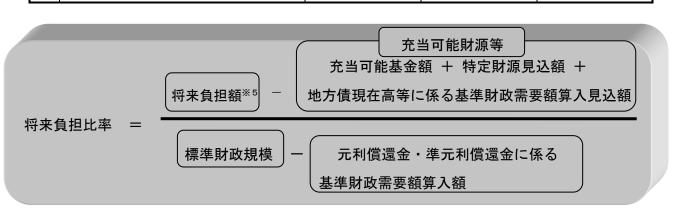
(評価)

将来負担額に算入される地方債の現在高が減少し、充当可能財源のうち、地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額も減少しました。また、充当可能基金は、職員退職手当基金などを取り崩したことにより減少しました。

その他、下水道事業において地方債の借入額よりも償還額の方が多く、地方債現在 高が減少したことなどに伴い、公営企業債等繰入見込額と、充当可能特定歳入のうち 都市計画税がそれぞれ減少しました。

これらの理由により、令和6年度は将来負担額が約100億1,300万円減少し、将来 負担額から控除する充当可能財源等も約154億8,200万円減少しておりますが、充当 可能財源等が将来負担額を上回っているため、将来負担比率はマイナスとなりました。 (参考)

| | | 令和6年度 | 令和 5 年度 | 増減額 |
|---------|----------------------------|---------------|---------------|---------------|
| 将来負担額 | | 242, 463, 181 | 252, 476, 375 | △10, 013, 194 |
| | 地方債現在高 | 165, 612, 435 | 171, 379, 591 | △5, 767, 156 |
| | 公営企業債等繰入見込額 | 49, 390, 893 | 52, 646, 924 | △3, 256, 031 |
| 充当可能財源等 | | 247, 408, 196 | 262, 890, 532 | △15, 482, 336 |
| | 充当可能基金 | 42, 256, 819 | 46, 813, 272 | △4, 556, 453 |
| | 地方債現在高等に係る 基準財政需要額算入見込額 | 154, 941, 381 | 163, 242, 450 | △8, 301, 069 |
| | 充当可能特定歳入(都市計画税) | 50, 199, 703 | 52, 821, 922 | △2, 622, 219 |



※5 将来負担額: (イ)から(チ)までの合計額

- (イ) 一般会計等に係る地方債現在残高
- (ロ)債務負担行為に基づく支出予定額(地方財政法第5条各号の経費等に係るもの)
- (ハ) 一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てるための一般会計等からの負担見 込額
- (二) 船橋市が加入する組合の地方債の元金償還に充てる船橋市からの負担等見込み額
- (ホ)退職手当支給予定額(全職員に対する期末要支給額)のうち、一般会計等の負担見込額
- (へ) 設立した一定の法人の負債の額、その者のために債務を負担している場合の当該債 務額のうち、当該法人等の財務・経営状況を勘案した一般会計負担見込額
- (ト) 連結実質赤字額
- (チ) 組合の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額

5 資金不足比率 → 公営企業の資金不足を判断します

公営企業会計ごとの資金の不足額の事業の規模に対する比率です。公営企業の資金 不足を、公営企業の事業の規模である料金収入の規模と比較して指標化し、資金不足 の度合いを示します。

(評価)

船橋市の4つの企業会計において、いずれも資金不足は生じていません。

資金の不足額資金不足比率 =事業の規模*6

※6 事業の規模

事業の規模(法適用企業)=営業収益の額ー受託工事収益の額

事業の規模(法非適用企業)=営業収益に相当する収入の額-受託工事収益に相当する収入の額 る収入の額